

島根県「産業廃棄物減量税」の新設（更新）について

1. 新設（更新）の理由 [島根県協議書抜粋]

当県では、平成17年4月、産業廃棄物の発生抑制や再生利用等による産業廃棄物の減量を促進するための経済的手法として、法定外目的税である「島根県産業廃棄物減量税」を創設して以降、最終処分場に搬入する産業廃棄物に課税するとともに、税収を活用した多様な事業を実施してきているところです。

その結果、産業廃棄物の減量や適正な処理の促進に一定の成果をもたらしていると言える状況にあります。

一方、当県の産業廃棄物減量税条例は、その適用期間を5年間と定めていることから、令和6年2月、県から島根県環境審議会に対して今後の産業廃棄物減量税の在り方について諮問したところ、同審議会において、「現行の税制度を基本としてさらに5年間の継続が適当である」旨の答申がなされたところです。

また、大手事業者を除いた最終処分は再生利用率の上昇によって減少傾向にはあるものの、近年は下げ止まりがみられ、「島根県環境総合計画」に定める目標を達成するには、引き続き産業廃棄物の発生抑制や再生利用を積極的に押し進める必要があります。

そこで、本県といたしましては、産業廃棄物の減量、その他産業廃棄物の適正な処理を引き続き促進するため、令和7年3月31日をもって適用期間が終了する法定外目的税としての産業廃棄物減量税について、新たに5年間の適用期間とすべく協議するものであります。

2. 概要 [島根県協議書より]

課税団体	島根県
税目名	産業廃棄物減量税（法定外目的税）
使途	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用等による減量化並びに適正な処理の促進に関する施策に要する費用
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者
税率	1,000円/トン
徴収方法	特別徴収：特別徴収義務者（最終処分業者）の申告納入 申告納付：事業者が排出する産業廃棄物を自らの最終処分場で最終処分する場合
収入見込額	（平年度）約299百万円
課税免除等	市町村が設置する一般廃棄物の最終処分場に搬入される産業廃棄物のうち、天災等により処理手数料が減免されるもの
徴税費用見込額	（平年度）約15百万円
課税を行う期間	5年間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

3. 同意要件との関係

産業廃棄物減量税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

産業廃棄物減量税の課税標準は、島根県内の「最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量」であり、国税又は他の地方税において、課税標準を同じくするものはない。

なお、自社処分を除き産業廃棄物の搬入の際には処分料金が伴うため、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）が課せられるが、本税の課税客体が「産業廃棄物の最終処分場への搬入」である一方、消費税の課税客体は「国内において事業者が行う資産の譲渡等」であること、本税の課税標準は「最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量」であるが、消費税の課税標準は「資産譲渡等の対価の額」であることを踏まえると、産業廃棄物減量税と消費税は課税標準を同じくしているとはいえない。

② 住民の負担

産業廃棄物減量税の税率は1トン当たり1,000円と、著しく過重であるとまではいえず、加えて、島根県内において10年以上同じ税率で課税が行われており、かつ、他道府県の産業廃棄物関連の法定外目的税とも同じ税率であることから、住民の負担が著しく過重となるとはいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

経済活動に伴い物が移動するという意味では、産業廃棄物の移動も「物の流通」に該当するが、10年以上にわたり島根県内で課されていることや、税負担が排出業者の処分先選択に与える影響等を勘案すると、本税が、県内外の産業廃棄物の流通や、周辺県を中心とした県外地域の産業廃棄物の処理に重大な支障を来すほどの障害を与えることになるとはいえない。

したがって、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

① 税収は県内の不法投棄対策の強化をはじめとする産業廃棄物等の処理適正化、発生抑制等に使われることとされ、むしろ、産業廃棄物適正処理に資するものであること

② 既に多くの例が存在する中、地方団体がこうした産業廃棄物関連税を導入していることに対して、これを不適當とする国（関係府省）の特段の判断等は示されていないこと

などから、これを不適當とする特段の「国の経済施策」はないものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。